

令和6年11月19日

組合員・利用者の皆さま

令和4年6月以降に発生した共済事業に関する不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和4年6月以降、渉外担当職員による契約者の意向把握確認等に関する不適切な共済契約や集金業務における共済掛金等の横領事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和6年4月1日に策定した「組合員・利用者さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 利用者の本人確認の徹底

令和5年2月から、共済契約手続き時等において、利用者ご本人への意向を正確に把握するために、共済契約締結時の本人確認を徹底しています。

具体的には、本人確認の対象者ご本人から本人確認書類の提示を受けた後に、契約手続き等を行うよう措置を講じています。

2. 共済契約締結時におけるペーパーレス・キャッシュレスの強化

共済契約締結時においては、利用者ご本人がお手続きいただいた日時等が把握可能な専用機器を用いたペーパーレスでの手続きを原則としています。

また、共済契約時にお預かりした現金等について紛失・盗難等の可能性等を考慮し、キャッシュレスでの契約締結手続きを原則としています。

3. 集金業務の廃止

渉外担当職員が定期的に訪問しておりました「集金業務」について、「経営の健全化」および「業務の効率化」の観点から誠に恐縮ではございますが、廃止とさせていただきます。

4. 全職員のコンプライアンス意識の醸成

店舗では定期的にコンプライアンス（法令遵守）に関する資料を確認する機会を設ける等、全職員に対して更なるコンプライアンス意識を向上させる取組みを実施しています。

また、渉外担当職員および共済担当職員に対しては、上記に加えて、組合内部会議等において、共済推進上の禁止行為および高齢者対応等にかかるコンプライアンス教育を実施し、更にコンプライアンス意識を向上させる取組みを実施しています。

5. 管理者による渉外担当職員の行動管理の強化

管理者は、渉外担当職員の行動管理の更なる徹底を実施しています。

6. 経営陣によるコンプライアンス意識の醸成・定着

組合経営層は組合内で開催する会議や店舗巡回の際などに、職員に対してコンプライアンス意識の醸成・定着について発信することにより、不祥事再発防止に向けて強く継続的に周知しています。

以上

晴れの国岡山農業協同組合

代表理事組合長

内藤 敏男